

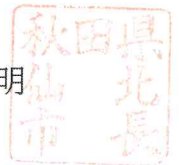
仙北市告示第83号

市税等に係る収納事務の委託について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)(以下「施行令」という。)第 158 条第1項、第 158 条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 114 条、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第3項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)附則第6条第5項の規定により、市税等の収納事務を次のとおり委託したので告示する。

令和4年4月1日

仙北市長 田口 知 明



1 委託業務

コンビニエンスストア等収納事務

2 委託の対象とする市税等

- (1)市県民税(普通徴収により徴収するものに限る。)
- (2)固定資産税
- (3)軽自動車税
- (4)国民健康保険税(普通徴収により徴収するものに限る。)
- (5)後期高齢者医療保険料(普通徴収により徴収するものに限る。)
- (6)保育料
- (7)小規模水道使用料(料金)
- (8)専用水道使用料(料金)
- (9)下水道使用料
- (10)集落排水使用料
- (11)浄化槽使用料
- (12)墓地管理手数料
- (13)市営住宅使用料
- (14)市営住宅駐車場使用料
- (15)ふるさと仙北応援寄附金

(16) 学校給食費(物品売払代金に該当)

(17) 前各号に掲げるほか、施行令第158条第1項各号に定める使用料、手数料、賃貸料、物品売払収入、寄附金又は貸付金の元利償還金に該当し、仙北市財務規則(平成17年仙北市規則第38号)第34条に規定する納入通知書により収納を行う別に定めるもの

(18) 施行令第158条第1項第7号に掲げる歳入に該当するもの

3 委託の相手方

(1) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

(2) 別紙記載のコンビニエンスストア本部

4 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(別紙)

コンビニエンスストア本部の所在地、名称	チェーン名 ^(注)
東京都港区港南1丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	MMK設置店
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート	セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン	セブンーイレブン
東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 ミニストップ株式会社	ミニストップ
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ
東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソン	ローソン、ローソンストア100

(8コンビニ本部。50音順)

(注)コンビニエンスストア本部とエリアFC契約等を締結している法人のチェーンを含む。